

○出版許可について

農林水産行政の普及又は徹底に寄与することを目的に、土地改良事業用地調査等請負業務事務処理要領の印刷、出版を希望する者のうち一定の基準を満たした者に出版許可を行います。

刊行物名：土地改良事業用地調査等請負業務事務処理要領

内 容：農林水産省所管の国営土地改良事業等の用に供する土地等の取得又は使用及びこれに伴う損失補償に必要な権利調査、用地測量等の業務を請負に付す場合の処理について定めたもの

改訂時点：令和8年3月

発 行 者：農林水産省

利用案内：閲覧可（農林水産省図書館等）

申 請：別紙様式による

申請期間：令和8年4月1日～令和8年5月31日

出版許可：次の基準により審査を行い、その内容が妥当である場合に許可を与えます。

- ① 目的が、農林水産行政施策の普及又は徹底に寄与するものであること
- ② 出版物の価格が一般市況等からみて妥当であること
- ③ 著作内容の保持が図られていること（サイズ、刷色を含む）

問合せ先：農林水産省農村振興局整備部設計課補償班

東京都千代田区霞が関1-2-1

TEL:03-3502-6205（直通）

